

事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 28 日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房・リサイクル対策部
産業廃棄物課

電子マニフェストシステムにおける放射性物質に関する情報の管理機能の追加について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下、「法」という。）の施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）附則第 6 条において、当分の間、事業者が処理を他人に委託する産業廃棄物に法第 23 条第 2 項に規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 12 条の 3 第 1 項の産業廃棄物管理票に、当該特定産業廃棄物に関する事項を記載することとしている。

このため、廃棄物処理法第 12 条の 5 に規定する電子情報処理組織を使用した場合についても、特定産業廃棄物に関する事項を登録できるように電子マニフェストシステム（以下、「システム」という。）の改良を行い、平成 23 年 12 月 28 日付け事務連絡により通知したところである。

この度、産業廃棄物管理票の法定記載事項ではないが、システム使用者の利便性の向上を図るため、放射能濃度及び表面線量率の測定結果を入力できるように別紙のとおりシステムの改良を行ったので、ご了解いただきたい。

○本件に係る連絡先

環境省大臣官房・リサイクル対策部産業廃棄物課
泉（TEL：03-3581-3351 内線 6879）